目標（２１）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

海外展開モデルケースの形成や，国内の教育環境・基盤の整備，諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで，日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化を推進する。

（参考指標）
- 海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数
- 海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数
- 日本人学生（高校生及び大学生等）の海外留学者数（再掲）
- 外国人留学生数（再掲）

○　官民協働による日本型教育の海外展開

・　関係府省・関係機関等と連携し，知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や，中学校卒業後の早い年齢から，５年一貫で専門的・実践的な技術者教育を行うことを特徴とする高等専門学校制度などの日本型教育の海外展開に係る検討や情報共有・情報発信等を行うための場の提供，海外展開モデルケースの形成等を行うことを通じ，日本型教育の海外展開の更なる促進を図る。

○　途上国への教育協力

・　途上国に対し，留学生の戦略的な受入れや高等教育機関の充実強化を中心とした人材養成の支援，体育カリキュラム策定の支援，部活動や運動会をはじめとする多様な学びの機会の提供支援，スポーツの価値及びアンチ・ドーピングに関する教育の支援等を行うことにより，途上国への教育協力を推進する。

再掲の施策群

○　英語をはじめとした外国語教育の強化

○　国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援

○　日本人生徒・学生の海外留学支援

○　外国人留学生の受入れ環境の整備

○　海外で学ぶ子供や帰国児童生徒，外国人児童生徒等への教育推進

○文部科学省・環境省告示第１号

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成二十四年六月文部科学省・環境省告示第二号）を次のように変更したので、同条第八項において準用する同条第七項の規定により公表する。

平成三十年六月二十八日

文部科学大臣　林　芳正
環境大臣　中川　雅治

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針

はじめに

私たち人間は、一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成しています。つまり、人間と他の生物は運命共同体とも言える関係をなしており、お互いに尊い「いのち」を持つ存在として、尊重し合うべきものです。私たちが生態系の中で生きていることを理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心をはぐくむことにもつながります。

私たちは、化石燃料をはじめとした、地球上の様々なものや資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きています。そして、世界中の経済が相互に密接な関係を有している現在、私たちの行動が地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えており、日本にいながら、世界の様々な場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。このため、私たちは「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。また、我が国は、今、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面しています。

今や本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。こうした人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招き、また、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となり、地域の様々な行政分野と同様に、地域の環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。

2011年（平成23年）３月の東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の事故をはじめとする甚大な人的・物的・経済的被害をもたらしました。被災地では、除染やインフラの再構築により、一定の復旧・復興は進んでいるものの、除染で発生した土壌等や放射性物質汚染廃棄物への対応を含め、復興は未だ道半ばとなっています。一方で、震災復興を契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった課題にも向き合いながら、持続可能な地域づくりに向けた新たな取組が各地で進められています。

上述の我が国の人口動態とは対照的に、アフリカ、アジア諸国を中心に世界の人口は増大しており、世界的な天然資源・エネルギー、水、食糧等の需要拡大を招き、今後、我が国経済にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

こうした我が国の様々な課題を更に深刻にしかねないのが、地球規模の環境の危機です。

2015年（平成27年）９月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）として17のゴール及び169のターゲットを提示していますが、この中には、地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れと言えます。

とりわけ、気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は、我が国にも例外なく及びうるもので、自然災害のリスクを増幅させることが深く懸念されます。2015年（平成27年）12月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を２℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。これは、世界全体での脱炭素社会（今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。）の構築に向けた転換点となりました。